ハラスメント防止のための指針

蕨市社会福祉協議会 蕨市第一地域包括支援センター 令和6年3月31日制定

当事業所は、利用者に対して安定したサービスを提供するため、職場及び訪問先・ 利用者宅におけるハラスメント防止のための本指針を定める。

- 1 ハラスメント防止に関する基本的考え方 本指針におけるハラスメントとは、下記を言う。
 - (1) 職場におけるハラスメント 蕨市社会福祉協議会ハラスメント防止指針に基づく
 - (2) 訪問先・利用者宅でのハラスメント
 - パワーハラスメント
 - ① 身体的暴力を行うこと
 - ② 違法行為を強要すること
 - ③ 人格を著しく傷つける発言を繰り返し行うこと

<具体例>

- ① 強く叩いたり、身体的暴力をふるう
- ② 威圧的な態度で暴言を繰り返す(大声を出す)
- ③ 机や椅子などを叩いたり蹴ったりする
- ④ 書類を破る
- ⑤ 制度上認められていないサービスを強要する
- ⑥ サービス提供上(契約上)受けていないサービスを繰り返し要求する
- ⑦ あるいは「他のスタッフはやってくれた」など他者を引き合いに出して 強要する
- ⑧ 人格を否定するような発言をする
- ⑨ 身体や性格の特徴をなじる
- ⑩ からかいや皮肉をしつこく言う
- ① 差別的な発言をする
- セクシュアルハラスメント
 - ① 利益・不利益を条件にした性的接触または性的要求をすること
 - ② 性的言動により、サービス提供者に不快な念を抱かせる環境を醸成すること

<具体例>

- ① 食事やデートへの執拗な誘い
- ② 性的な関係を要求する

- ③ 会社や管理者へのクレームなどをちらつかせて誘いをかける
- ④ サービス提供上、不必要に個人的な接触をはかる(体に触れてくる)
- ⑤ 繰り返し、性的な電話をかけたり、他者に対して吹聴する
- ⑥ サービス提供中に胸や腰などをじっと見る
- ⑦ 性的冗談を繰り返したり、しつこく言う
- ⑧ 握手した手を離さない
- ⑨ 匂いを嗅ぐ
- ⑩ 体をぴったりくっつける
- ① 猥褻な動画を流す、見るように強要する
- ② 猥褻な本や動画を見えるように置く

2 ハラスメント対策

(1) 従業者

ハラスメント防止を徹底する定期的な研修を実施する。

(2) 利用者・家族 契約時等にハラスメントについて説明する。

3 ハラスメントに関する相談窓口と対応

- (1) 事業所におけるハラスメントに関する相談担当者は次の者を置く。 相談担当者 五十嵐樹里奈 相談担当者は、公平に相談者だけなく行為者についてもプライバシーを守り 対応する。
- (2) 従業者は、利用者・家族からハラスメントを受けた場合、相談担当者に報告・ 相談する。相談担当者と管理者は、必要な対応を行う。
- (3) 相談担当者と管理者は、被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で訪問対応させない等)を行う。
- (4) 相談担当者と管理者は、相談や報告のあった事例について問題点を整理し、 被害防止のため、状況に応じた取組を行う。
- 4 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。